様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	会津若松市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015032600034/

執行機関名　会津若松市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和48年会津若松市条例第25号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第3の項 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年年会津若松市条例第29号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第一条	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年年会津若松市条例第29号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、ひとり親家庭及び父母のいない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則